

令和2年12月1日施行の改正漁業法により

# 密漁の罰則が強化されました

- ・アワビ・ナマコが特定水産動物に指定され、許可なく採捕した者、密漁品と知って譲り受けや運搬などをした者への罰則が新設されました
- ・無許可操業や漁業権侵害の罰則が引き上げされました

## 特定水産動植物 (アワビ・ナマコ) の採捕禁止違反の罪を新設

- ・3年以下の懲役又は  
3000万円以下の罰金



## 密漁品流通の罪を新設

- ・3年以下の懲役又は  
3000万円以下の罰金



## 無許可操業の罪について 罰則を引き上げ

- ・3年以下の懲役又は  
300万円以下の罰金



## 漁業権侵害の罪について 罰則を引き上げ

- ・100万円以下の罰金



# 密漁は絶対にやめましょう！

詳しくは水産庁のWebサイトへ⇒



水産庁 密漁対策

お問い合わせは⇒

北海道水産林務部水産局漁業管理課  
TEL: (011)204-5485